

## 第 6 回南阿蘇村農業委員会総会会議録

1. 開催日時 令和 5 年 12 月 12 日（火）午前 10 時 00 分開会
2. 開催場所 南阿蘇村庁舎 2 階 大会議室
3. 出席委員 1 番 友岡 康幸    2 番 松岡日出男    3 番 桐原 忠継    4 番 小出 満文  
 5 番 福本 博文    6 番 加藤 清孝    7 番 小林 公子  
 9 番 榊 敏行    10 番 藤岡 恵雄    11 番 今村 建一    12 番 古澤 弥生  
 13 番 渡邊 和徳    14 番 渡邊 晃    15 番 豊田るみ子    16 番 池田 春香  
 17 番 藤原 幸似    18 番 古庄 憲明    19 番 北野 暁之
- 欠席委員 8 番 長崎 愛
4. 議事日程 議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について  
 議案第 2 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について  
 議案第 3 号 経営基盤強化促進法許可申請について
5. 事務局職員 局長 下田 朱美  
 次長 荒牧 憲政  
 主幹 藤野 貴洋

### 6. 会議の概要

発言者	内 容
局長	お忙しい中、お集まりいただきありがとうございます。 委員さんにおかれましては、現地確認お疲れ様でした。 それでは、定刻になりましたので、第 6 回 南阿蘇村 農業委員会総会を開催いたします。 農業委員総数 19 名、出席委員 18 名、南阿蘇村 農業委員会 会議規則 第 7 条により本総会の成立を報告致します。
局長	それでは本村農業委員会会議規則第 5 条の定めにより、以後の進行は会長が議長となり進行をお願い致します。それでは会長よろしくお願い致します。
会長	皆さんおはようございます。 それでは着座にて議事進行に当たらせていただきます。
議長	只今から第 6 回南阿蘇村農業委員会総会を開会致します。本日の議事録署名委員に 11 番の今村委員、12 番の古澤委員を指名します。  議案第 1 号農地法第 3 条の規定による許可申請について審議します。事務局に議案の朗読をお願い致します。
事務局	はい、朗読いたします。議案第 1 号農地法第 3 条の規定による許可申請について

番号 1：譲受人、譲渡人は記載のとおりです。申請土地の状況 所在地番

所有権移転の贈与となります。

番号 2：譲受人、譲渡人は記載のとおりです。申請土地の状況 所在地番

所有権移転の売買となっております。

番号 3：譲受人、譲渡人は記載のとおりです。申請土地の状況 所在地番

所有権移転の売買となっております。

以上、ご審議をお願いします。

議長 ありがとうございます。朗読が終わりましたので地元委員の説明をお願いいたします。

4 番 議案第 1 号番号 1 番について、4 番の小出が説明します。  
譲渡人、譲受人申請土地の状況は議案書記載のとおりです。  
譲渡人と譲受人は親子関係で、譲渡人がご高齢ということもあり、今回親子間の生前贈与をされるようです。譲受人は農業を営んでおられ、何ら問題は無いと思われまますので、ご審議よろしくをお願いします。

17 番 議案第 1 号番号 2 番について、17 番の藤原が説明します。  
譲渡人、譲受人、申請土地の状況は議案書記載のとおりです。  
譲渡人は村外に住まわれ、農地を管理していただける方を探されておられ、この度譲受人と所有権移転の売買の契約が結ばれます。譲受人は土木業を営まれておられ、その傍らで農業も営まれておられます。何ら問題は無いと思われまますので、ご審議よろしくをお願いします。

19 番 議案第 1 号 番号 3 番について、19 番の北野が説明します。  
譲渡人、譲受人、申請土地の状況は議案書記載のとおりです。  
譲渡人は村外に住まわれ、農地を管理していただける方を探されておられ、この度譲受人と所有権移転の売買の契約が結ばれます。譲受人は土木業を営まれておられ、その傍らで農業も営まれておられます。何ら問題は無いと思われまますので、ご審議よろしくをお願いします。

議長 はいありがとうございます。地元委員の説明が終わりましたので、審議をお願い致します。

(異議なし)

議案第 1 号農地法 3 条の規定による許可申請について、異議がない方は挙手をもってお願い致します。

(全員挙手)

議長	<p>ありがとうございます。全員賛成と認め、議案第1号は原案どおり可決致します。</p>
議長	<p>続きまして議案第2号農地法第4条の規定による許可申請について審議します。事務局に議案の朗読をお願いします。</p>
事務局	<p>はい朗読を致します。議案第2号農地法第5条の規定による許可申請について番号1申請人は記載のとおりです。所在地番 [REDACTED] 転用目的は賃貸住宅となっております。</p> <p>番号2申請人は記載のとおりです。所在地番 [REDACTED] 転用目的は賃貸住宅となっております。</p> <p>番号3申請人は記載のとおりです。所在地番 [REDACTED] 転用目的は進入道路となっております。</p> <p>番号4申請人は記載のとおりです。所在地番 [REDACTED] 転用目的は境界修正となっております。</p> <p>以上ご審議ください。</p>
議長	<p>ありがとうございます。朗読が終わりましたので地元委員の説明をお願いします。</p>
2番	<p>議案第2号番号1番から3番について、2番の松岡が説明します。</p> <p>1番から3番につきまして申請者、申請土地の状況は議案書記載のとおりです。譲渡人が今回申請される農地は、長年農地として利活用されてきましたが、高齢化に伴い農地管理も難しい状況でした。今回、村外の法人である譲受人が村の移住定住施策を活用した賃貸住宅を計画されており土地の管理をされるようです。周辺同意等の配慮もされておられ何ら問題無いと思われしますのでご審議ください。</p> <p>議案第2号番号4番について、9番の榊が説明します。</p> <p>譲渡人、譲受人、申請土地の状況は議案書記載のとおりです。</p> <p>譲渡人が所有する農地を売買するにあたり、隣接する譲受人との境界の復元をし立ち合いをした際に、申請地が譲受人の境界に入り込んで誤っていることが判明しました。申請地は譲受人が庭など造成し設置した石垣など構造物が既にあり、譲渡人が入り込んだ農地の一部を譲受人へ譲る運びとなりました。始末書添付の所有権移転ということで申請が上がっております。</p> <p>何ら問題ないとおもわれますので、ご審議いただきますようお願いいたします。</p>
議長	<p>はい、ありがとうございました。地元委員の説明が終わりましたので、審議に入らせていただきます。</p>

<p>議長</p>	<p>(異議なし)</p> <p>ありがとうございます。議案第2号農地法第5条の規定による許可申請について、異議がない方は挙手をお願い致します。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>ありがとうございます。全員賛成と認め、議案第2号は原案どおり可決致します。</p>
<p>議長</p> <p>事務局</p>	<p>続きまして議案第3号経営基盤強化促進法による許可申請について番号1から番号8・番号15から番号16の新規案件について、審議を行います。事務局に議案の朗読をお願い致します。</p> <p>はい朗読いたします。議案第3号経営基盤強化促進法許可申請について</p> <p>番号1:譲渡人、譲受人記載のとおりです。申請土地の状況 所在地番 [REDACTED] 賃借権設定の5年です。</p> <p>番号2:譲渡人、譲受人記載のとおりです。申請土地の状況 所在地番 [REDACTED] 使用貸借権設定の10年です。</p> <p>番号3:譲渡人、譲受人記載のとおりです。申請土地の状況 所在地番 [REDACTED] 賃借権設定の1年3ヵ月です。</p> <p>番号4:譲渡人、譲受人記載のとおりです。申請土地の状況 所在地番 [REDACTED] 賃借権設定の10年です。</p> <p>番号5:譲渡人、譲受人記載のとおりです。申請土地の状況 所在地番 [REDACTED] 賃借権設定の7年です。</p> <p>番号6:譲渡人、譲受人記載のとおりです。申請土地の状況 所在地番 [REDACTED] 賃借権設定の10年で相続権者同意書有です。</p> <p>番号7:譲渡人、譲受人記載のとおりです。申請土地の状況 所在地番 [REDACTED] 賃借権設定の10年です。</p> <p>番号8:譲渡人、譲受人記載のとおりです。申請土地の状況 所在地番 [REDACTED] 賃借権設定の10年です。</p> <p>番号9番から番号14番までは再設定の案件になりますので省略致します。</p> <p>番号15:譲渡人、譲受人記載のとおりです。申請土地の状況 所在地番 [REDACTED] 農地中間管理事業 特例売買 集積 となります。</p>

	<p>番号 16:譲渡人、譲受人記載のとおりです。申請土地の状況 所在地番 [REDACTED] 農 地中間管理事業 特例売買 配分 となります。</p> <p>以上、新規案件 10 件、再設定案件 6 件 ご審議よろしくお願ひ致します。</p>
議長	<p>ありがとうございます。朗読が終わりましたので、地元委員説明及び審議をお願い致します。</p>
4 番	<p>議案第 3 号 番号 1 番について 4 番の 小出 が説明します。 譲渡人、譲受人、申請土地の状況は議案書記載のとおりです。 譲渡人はお隣の高森町にお住まいで通作距離もあることから、所有している農地の一部を耕作していただける方を探されておりましたところ、譲渡人と近隣で新規就農され、担い手農家として活躍している譲受人と、賃借権設定の 5 年の契約がなされます。何ら問題無いと思われます。ご審議ください。</p>
5 番	<p>議案第 3 号 番号 2 番を 5 番の 福本 が説明します。 譲渡人、譲受人、申請土地の状況は議案書記載のとおりです。 譲渡人と譲受人は親子関係です。今回譲渡人が農業者年金を請求されるようで、譲渡人から譲受人へ農地の後継者委譲が行われます。 譲受人は既に譲渡人と農業を営まれ、今後も農地を耕作し維持管理することに何ら問題無いと思われます。 ご審議いただきますよう、宜しくお願ひ致します。</p>
2 番	<p>議案第 3 号 番号 3 番について 2 番の 松岡 が説明します。 譲渡人、譲受人、申請土地の状況は議案書記載のとおりです。 譲渡人はご高齢で、農業の規模を縮小されておられ、農地を耕作していただける方を探されておりましたところ、今回ご近所で就農されている譲受人と、賃借権設定の契約が結ばれます。 何ら問題無いと思われます。ご審議ください。</p>
9 番	<p>議案第 3 号 番号 4 番について 9 番の 榊 が説明します。 譲渡人、譲受人、申請土地の状況は議案書記載のとおりです。 譲渡人はご高齢のため農業が出来ずに作り手を探されておりましたところ、同じ地域で就農され担い手として活躍している譲受人と、賃借権設定の 10 年の契約がなされます。何ら問題無いと思われます。ご審議ください。</p>
9 番	<p>議案第 3 号 番号 5 番について 9 番の 榊 が説明します。 譲渡人、譲受人、申請土地の状況は議案書記載のとおりです。 譲渡人はご高齢のため農業が出来ずに作り手を探されておりましたところ、地域で就農され担い手として活躍している譲受人と、賃借権設定の 7 年の契約がなされます。何ら問題無いと思われます。ご審議ください。</p>
14 番	<p>議案第 3 号 番号 6 番.7 番について 14 番の 渡邊 が説明します。 譲渡人、譲受人、申請土地の状況は議案書記載のとおりです。</p>

	<p>番号 6, 7 伴に譲渡人と譲受人は親戚関係にあります。譲渡人がご高齢の為に農業が出来ないという事で譲渡人と賃借権設定 10 年の契約が結ばれました。番号 6 番につきましては亡くなられておられ相続権者同意書添付となります。</p> <p>何ら問題無いと思われます。ご審議ください。</p>
19 番	<p>議案第 3 号 番号 8 番について 19 番の 北野 が説明します。</p> <p>譲渡人、譲受人、申請土地の状況は議案書記載のとおりです。</p> <p>譲渡人がご高齢の為に農業が出来ないという事で譲渡人と賃借権設定 10 年の契約が結ばれました。何ら問題無いと思われます。ご審議ください。</p>
事務局	<p>番号 15 番から番号 16 までを事務局が説明します。</p> <p>番号 15 番から番号 16 番につきましては、熊本県農業公社をとおした特例売買となります。この制度は対象農地が農振農用地であり、買い手に一定の条件が必要となる農地の売買となります。</p> <p>譲渡人、譲受人共に税制面での優遇措置を受け、譲受人が農地を取得した際の資産課税の軽減を始め、特に譲渡人につきましては、土地代の譲渡所得に特別控除の優遇措置があり、譲渡所得については、ほぼ課税免除されます。</p> <p>番号 15 番は立野地区基盤整備事業の農地で、これまで総会に上程しました案件の追加分となります。譲渡人が農地の管理が難しいということで、新たな耕作者を探されておりましたところ、立野地区で地域で大規模な営農を展開されます譲受人と売買契約が結ばれました。</p> <p>番号 16 番につきましては、以前の農業委員会総会で審議され熊本県農業公社へ農地集積された案件となります。今回、長野地区で大規模な畜産を営まれる譲受人と特例売買による配分がなされます。</p> <p>2 件ともに、何ら問題は無いと思われます。ご審議よろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>ありがとうございました。事務局の説明が終わりましたので審議をお願い致します。</p> <p>(異議なし)</p>
議長	<p>何もなければ、議案第 3 号経営基盤強化促進法による許可申請について、異議のない方は挙手をもってお願い致します。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>はいありがとうございます。全員賛成と認め、議案第 3 号は原案どおり可決致します。</p>
議長	<p>以上で議案の審議は終了しますが、1 月の総会の日程を決めておきたいと思います。1 月 10 日 水曜日 10 時から 場所は南阿蘇村役場の 2 階大会議室で行いたいと思いますのでよろしくお願い致します。また次回の農業委員憲章は 14 番渡邊</p>

事務局	<p>委員、15番豊田委員にお願いしたいと思います。その他で委員さんから何かございませんか？無いようですので、事務局から何かございませんか？</p> <p>認定農業者の会研修の御案内</p> <p>令和5年農作業料金・農業労賃に関する調査の実施について この調査は年一回行われる調査で、村内にある農事組合、営農組合や個人で農作業の受託業務などの作業受託の料金などの実態調査を行うものです。各委員の担当地区で該当ある作業内容で料金など記入いただきたいと思います。 提出期限をR6.1.10までにしたいと思いますので、宜しくお願い致します。</p> <p>農地利用最適化活動の日誌報告について</p>
議長	<p>以上をもちまして第6回南阿蘇村農業委員会を終了致します。大変お疲れ様でございました。これをもって総会を終了させていただきます。どうもお疲れ様でした。</p>

7. 閉会時刻 11時00分閉会

会議の内容に相違なきことを認めここに署名する。

令和6年1月10日

農業委員会 会長

---

議事録署名委員

11番

---

議事録署名委員

12番

---